

外為法法令遵守立入検査の結果について (安全保障貿易管理関係) (2022年度)

2024年1月

経済産業省 貿易経済協力局
安全保障貿易検査官室

法令遵守立入検査について

- 2005年6月、外為法の包括輸出許可の申請に際し輸出管理内部規程（CP）の整備とその確実な実施が要件化（注）されたことに伴い、輸出者等における適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立入検査」を実施。
- 法令遵守立入検査の対象範囲は、法令違反の有無にかかわらず、包括輸出許可保有者等、CP届出企業を中心とする全ての輸出者等。必要に応じ、その関係者にも検査を実施。
- 法令遵守立入検査では、外為法第55条の8の規定に基づき予め提出された「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の項目に沿って、輸出者等における内部規程の整備状況や実際の取組状況等に関し、適宜関係書類等を確認しつつ聴取。
- 立入検査の結果は、①指摘なし、②対応依頼、③重大な指摘、のいずれかをもって通知。また、その他、口頭によるアドバイスもあり。

※「②対応依頼」は、CP等に基づき運用されているものの内容が不十分と判断された項目等に対して、
「③重大な指摘」は、法令違反や虚偽記載の事実、CP等に基づく運用が全くなされていないと判断された項目等に対して、それぞれ改善の方向性の指示を含め指摘し、迅速な是正を促すもの。

※もし②又は③の通知を受けた輸出者等が所要の措置を講じない場合、以降のCL届出が不受理となる可能性あり。

- 2022年度は、通常の立入検査に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、前年度に引き続き、web会議ツールを活用したリモートによる検査も実施。

※本資料における「立入検査」はリモートによる検査も含む。

（注）特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可のそれぞれの申請に当たっては必須の要件。
他方、一般包括許可の申請に当たっては選択要件。（包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号 貿易経済協力局長通達））

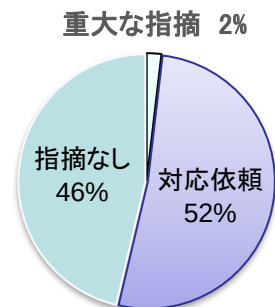
2022年度法令遵守立入検査結果概要

- 2022年度は法令遵守立入検査を54件(注1)実施(うち、CP届出企業46件)。「特定類型取引」の導入等に係るCP改定作業が集中したため、例年と比較し検査の実施件数が減少。
- このうち、中小企業に対する立入検査は18件(うち、CP届出企業10件)で、全体の約33%。なお、別途、事後審査に係る立入検査を7件実施(うち、CP届出企業2件)。
- 法令遵守立入検査の結果、「重大な指摘」又は「対応依頼」の内容の書面を発出した企業は全体の54%。中小企業(注2)のみに着目すると72%となった。

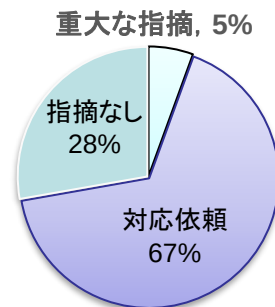
法令遵守立入検査の結果

	指摘なし	対応依頼	重大な指摘	合計
全体	25件	28件	1件	54件
(うち中小企業)	5件	12件	1件	18件

全体



うち中小企業



注1: 1件(1社)の立入検査で、複数項目にわたって指摘を行った場合があるため、次ページ以降の個別検査項目毎の指摘状況の集計数値とは一致しない。また、1件で「重大な指摘」と「対応依頼」の両方の指摘項目がある場合については、本表では「重大な指摘」として計上。

注2: 本資料において「中小企業」とは従業員数300人以下の企業をいう。

(参考)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
CP届出企業数	1, 426	1, 430	1, 414	1, 399	1, 391	1, 200
立入検査の件数※	111	107	117	53	99	61

※: 事後審査に係る立入検査を含む

2022年度法令遵守立入検査における指摘状況(全体)

- 「重大な指摘」及び「対応依頼」では取引審査、輸出管理体制に関する項目が、また、「アドバイス」では監査、出荷管理、教育、包括許可に関する項目の指摘が多かった。

検査項目	指摘状況			計
	重大な指摘	対応依頼	アドバイス	
輸出管理体制	1件	9件	2件	12件
取引審査 (うち、該非判定)	1件 (0件)	32件 (10件)	9件 (2件)	42件 (12件)
出荷管理	0件	5件	10件	15件
監査	0件	3件	13件	16件
教育	0件	5件	10件	15件
資料管理	0件	4件	4件	8件
子会社・関連会社指導	0件	1件	3件	4件
違反報告・再発防止	0件	1件	0件	1件
特定類型取引	0件	1件	0件	1件
包括許可	0件	7件	10件	17件
合 計	2件	68件	61件	131件

注: 2022年度に実施した54件の立入検査の結果を集計。立入検査1件(1社)当たり複数項目の指摘を行った場合があるため、「立入検査の件数」と「検査項目毎の指摘状況の件数の合計値」は一致しない。

2022年度法令遵守立入検査における指摘状況(うち中小企業)

- 「重大な指摘」及び「対応依頼」では取引審査に関する項目が突出する一方、「アドバイス」では監査、教育、取引審査に関する項目の指摘が多かった。

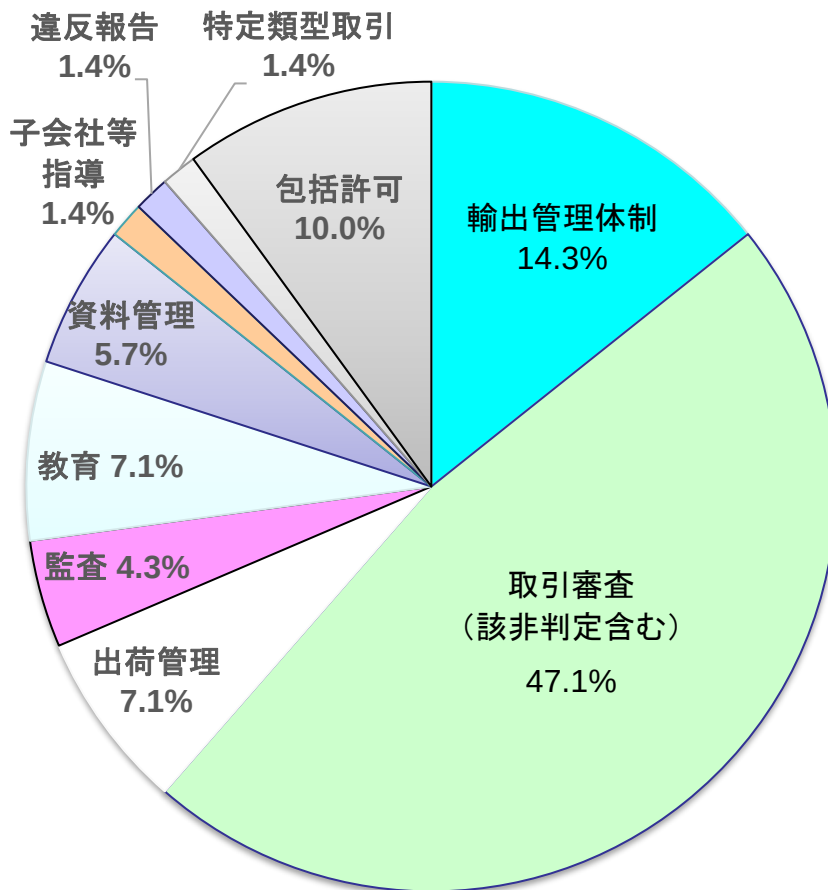
検査項目	指摘状況			計
	重大な指摘	対応依頼	アドバイス	
輸出管理体制	1件	4件	2件	7件
取引審査 (うち、該非判定)	1件 (0件)	15件 (6件)	6件 (2件)	22件 (8件)
出荷管理	0件	0件	4件	4件
監査	0件	2件	9件	11件
教育	0件	3件	7件	10件
資料管理	0件	0件	2件	2件
子会社・関連会社指導	0件	1件	1件	2件
違反報告・再発防止	0件	0件	0件	0件
特定類型取引	0件	1件	0件	1件
包括許可	0件	1件	1件	2件
合 計	2件	27件	32件	61件

注: 2022年度に実施した18件の立入検査(中小企業を対象)の結果を集計。前ページの内数。立入検査1件(1社)当たり複数項目の指摘を行った場合があるため、「立入検査の件数」と「検査項目毎の指摘状況の件数の合計値」は一致しない。

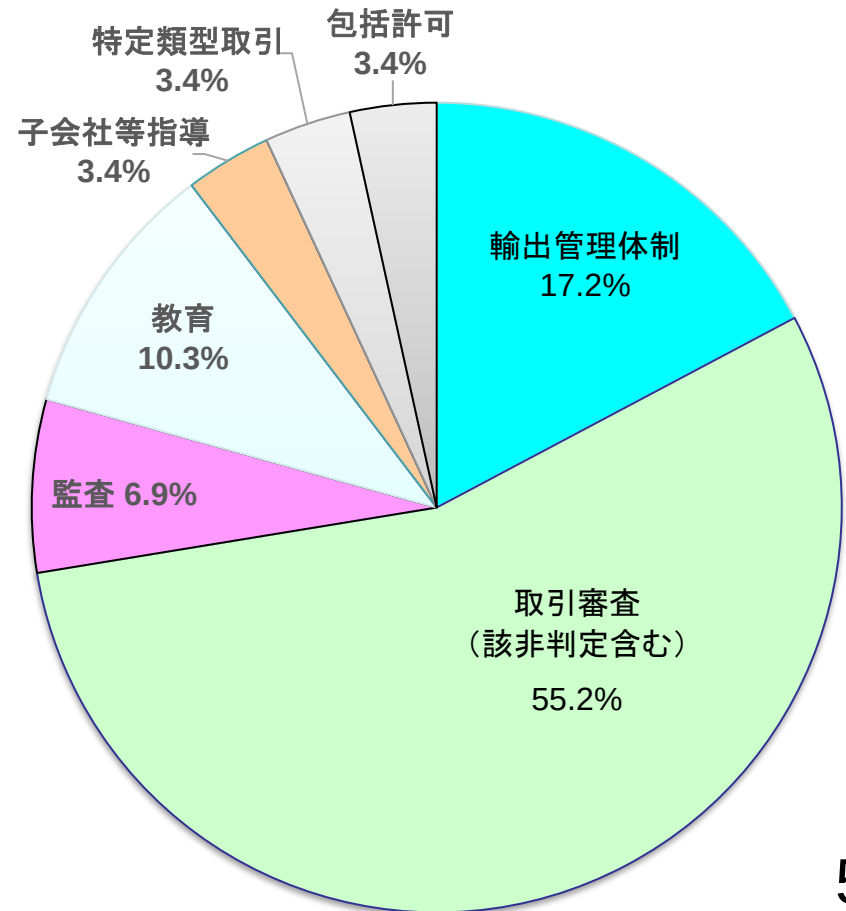
重大な指摘・対応依頼における指摘状況

- スライド3, スライド4の表から「重大な指摘」と「対応依頼」の項目を抽出してグラフ化。
- 全体的な傾向として、「取引審査」、「輸出管理体制」という、輸出管理の的確な運用の根幹に係る項目に対して指摘を行った割合が大きい。
- 中小企業に限定すると、取引審査に関する項目の指摘割合が過半数を占めている。

全体



うち中小企業



法令遵守立入検査における指摘内容(総括)

指摘項目	主な指摘内容
取引審査 (CP通達別紙1 II-2関係)	・契約相手先(輸入者)の審査のみならず、商流・物流における需要者等(輸入者、需要者、技術取引の相手方、技術を利用する者等)について審査を実施すること。 ・取引審査票の最終承認は、最終判断権者又は規定されている者が行うこと。
	・リスト規制非該当の貨物・技術の場合であっても、キャッチオール規制の観点から用途・需要者等を確認し、証跡を残すこと。
該非判定 (CP通達別紙1 II-2(2)関係)	・他社からの購入品の該非判定において、自社において確認した証跡を残すこと。 ・技術提供(工場見学を含む)についても輸出管理の必要性を認識し、該非判定を適切に行うこと。 ・該非判定は、関連項番について最新の法令を反映した上で行うこと。また証跡を残すこと。 ・該非判定済み輸出製品一覧表(該非リスト)の見直しの際に、見直した日付を記入すること。
出荷管理 (CP通達別紙1 II-3関係)	・規制対象貨物の出荷は、輸出管理内部規程のとおり、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認してから行うこと。 ・出荷に係る通関業者への委託内容を踏まえ、実際の業務分担に応じて規程の見直しを行うこと。
その他 (CP通達別紙1 II-4関係)	・監査は営業部門も対象とし、輸出管理内部規程どおり、定期的実施すること。また、監査記録書には、監査対象期間の欄を設け、これを記載すること。
(CP通達別紙1 II-5関係)	・教育は、輸出管理に従事する社員だけでなく役員も対象とし、親会社や各事業部門と協力して、計画的に実施すること。
(その他)	・包括許可の適用については、少額特例等の特例について適切に審査を行い、包括許可の適用可否を判断すること。

(参考)

法令遵守立入検査における指摘事項の具体例

事例	指摘事項
【取引審査関連】（CP通達別紙1 II-2関係）	
★継続取引（同一の貨物・用途・需要者）においては、年一回見直しを行うことで取引審査を省略しているが、包括許可証使用時も取引審査を省略していた。	・継続取引時においても包括許可証使用時は、輸出の都度、特例の確認も含め、包括許可証の適用可否判断及び取引審査を行うこと。
★輸出先がグループ会社の場合は、用途・需要者確認が行われていなかった。	・輸出先がグループ会社の場合であっても、用途・需要者の確認を怠らないこと。
★CPでは、取引の最終判断権者は輸出管理責任者とされているが、一部のリスト規制貨物等については輸出管理部門で承認していた。	・取引の最終判断権限を委任する場合は、委任先及び委任範囲を明確にし、規程類にその旨定めること。
【該非判定関連】（CP通達別紙1 II-2(2)関係）	
★他社からの購入品の該非判定において、該非判定書を入手していたが、該非根拠を確認しておらず、判定書の再利用の際に定期的な見直しを行っていなかった。	・他社からの購入品の該非判定においては、該非根拠を入手して自社においても確認するとともに、仕様変更の有無やリスト規制改正の反映有無等の定期的な見直しを実施すること。
★不具合返品等の際に、該非判定が行われていなかった。	・不具合返品等の場合であっても、該非判定を行うこと。
★該非判定は、該非リストを作成して利用しており、法令改正時には各事業部門で該非リストを見直すこととされているが、実際に見直しを行ったか否かが確認されていなかった。	・リスト規制改正時の見直しの際は、各事業部門からの確認報告を受け、見直しを行った結果を該非リストに記録すること。
★役務は貨物と同時に該非判定書を作成しているが、判定した技術、該当項番・省令の根拠が不明確であった。	・該非判定については、輸出を行う貨物、提供を行う技術を明確にし、該当項番・省令を確認した上で、判定を行うこと。

(参考)

法令遵守立入検査における指摘事項の具体例

事例	指摘事項
【出荷管理】（CP通達別紙1 II-3関係）	
★貨物の輸出について、出荷確認が適切に実施されていない事案があった。	• 出荷される貨物の確認に漏れがないよう、運送業者や通関業者への連絡体制も含め手順を見直し、運用すること。
【その他】（CP通達別紙1 II-4関係[監査]、II-5関係[教育]、その他）	
★輸出管理は、担当や最高責任者を含めた関係者が、案件に応じて都度対応しており、組織として業務分担や責任範囲が明確になっていなかった。	• 輸出管理について、実態に沿った適切な業務分担や責任範囲を社内規定に明確に定め、手順フローについても全社的に周知すること。
★監査の対象期間に漏れがあるとともに、輸出管理部門への監査が行われていなかった。	• 輸出管理部門を含む全ての輸出に関する部門に対し、対象期間にも漏れがないよう定期的に監査を行うこと。また、監査の結果は最高責任者へ報告すること。
★役員に対する教育が行われていない。また、海外子会社に対する指導、教育も実施されていない。	• 役員や海外子会社に対しても、最新の外為法及び外為法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うとともに、教育を計画的に行うこと。
★少額特例が適用可能な範囲を誤って運用していた。	• 最新の法令に基づいて、取引審査において、特例の適用可否判断を行うこと。

(参考)

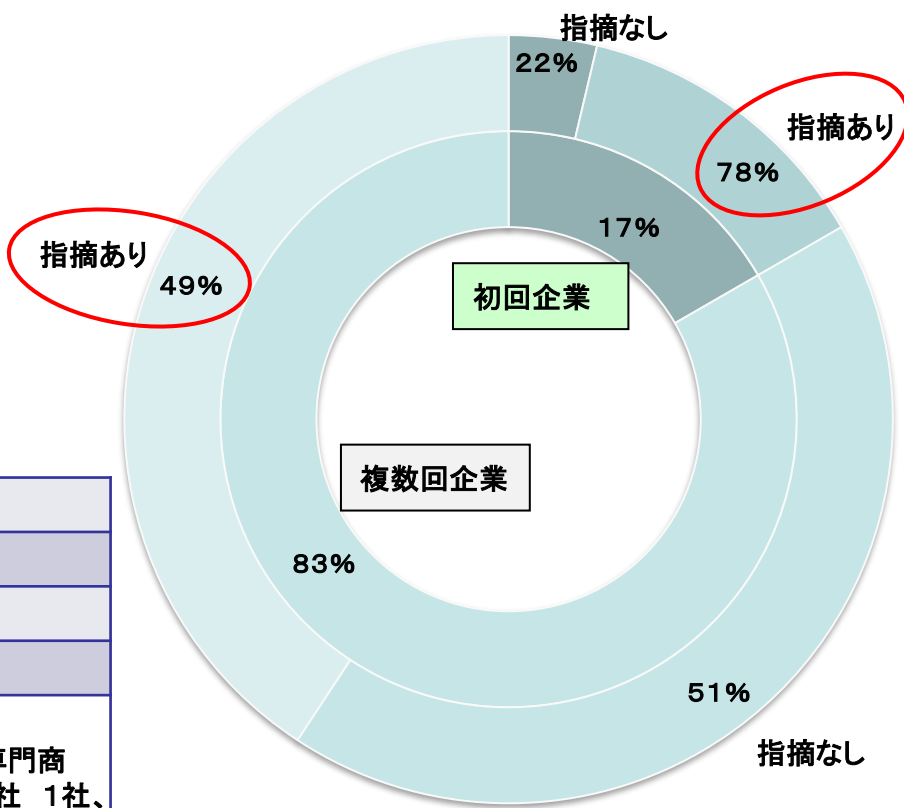
2022年度法令遵守立入検査結果

- 2022年度における立入検査の回数(初回企業と複数企業)と指摘の有無の関係をグラフ化。
- 2021年度と2022年度における指摘区分の推移を表に整理。
- 立入検査を過去に経験した企業は、初回の企業と比較し指摘を受ける比率が有意に低減(8割弱→5割)。
- 当局による立入検査は、企業の輸出管理体制の構築、適切な運用の定着を促す機会として有効に機能。

法令遵守立入検査回数	社数	指摘有無	社数
初回	9社 (8社)	有	7社 (7社)
		無	2社 (1社)
複数回	45社 (10社)	有	22社 (6社)
		無	23社 (4社)

注) 赤字は中小企業(内数)

		2021年度	2022年度
法令遵守立入検査	指摘なし	27社 (30%)	25社 (46%)
	対応依頼	59社 (66%)	28社 (52%)
	重大指摘	4社 (4%)	1社 (2%)
事後審査に係る立入検査		9社 (製造業 6社、専門商社 2社、貿易会社 1社)	7社 (製造業 2社、専門商社 2社、貿易会社 1社、建設・サービス業等 2社)



注)「指摘あり」は「重大な指摘」と「対応依頼」の合算値